

大蔵委員會議録第五号

平成十一年十二月一日(水曜日)

午後五時十一分開議

出席委員

委員長 金子 一義君  
理事 衛藤征士郎君 理事 鴨下 一郎君  
理事 根本 匠君 理事 渡辺 喜美君  
理事 上田 清司君 理事 北橋 健治君  
理事 石井 啓一君 理事 鈴木 淑夫君  
理事 石原 伸晃君 理事 大石 秀政君  
理事 大野 功統君 理事 河井 克行君  
理事 桜田 義孝君 理事 塩谷 立君  
理事 下村 博文君 理事 砂田 圭佑君  
理事 高市 早苗君 理事 谷畑 孝君  
理事 林 幹雄君 理事 宮本 一三君  
理事 村上誠一郎君 理事 吉川 貴盛君  
理事 渡辺 博道君 理事 岩國 哲人君  
理事 生方 幸夫君 理事 岡田 克也君  
理事 河村たかし君 理事 仙谷 由人君  
理事 中川 正春君 理事 大口 善徳君  
理事 谷口 隆義君 理事 並木 正芳君  
理事 若松 謙維君 理事 安倍 基雄君  
理事 一川 保夫君 理事 佐々木憲昭君  
理事 矢島 恒夫君 理事 横光 克彦君

大蔵大臣 宮澤 喜一君  
大蔵政務次官 大野 功統君  
厚生政務次官 大野由利子君  
政府参考人 中川 良一君  
(総務庁人事局長)  
政府参考人 藤井 秀人君  
(大蔵省主計局次長)  
政府参考人 矢野 朝水君  
(厚生省年金局長)  
参考人 森 仁美君  
(年金福祉事業団理事長)

大蔵委員会専門員 田頭 基典君

委員の異動

十二月一日

辞任 塩谷 立君 補欠選任 谷畑 孝君  
西川 公也君 吉川 貴盛君  
末松 義規君 生方 幸夫君  
同日 補欠選任 塩谷 立君  
谷畑 孝君 西川 公也君  
吉川 貴盛君 末松 義規君  
生方 幸夫君

十一月二十六日

酒販免許制度に係る需給調整要件の復活・見直しに関する請願(遠藤武彦君紹介(第一八三号))  
不況打開、消費税廃止、商工ローンなどの規制強化に関する請願(大森猛君紹介(第一八四号))  
同(金子満広君紹介(第一八五号))  
同(木島日出夫君紹介(第一八六号))  
同(児玉健次君紹介(第一八七号))  
同(中島武敏君紹介(第一八八号))  
同(中林よし子君紹介(第一八九号))  
同(平賀高成君紹介(第三二六号))  
消費税率を三%に戻すことに関する請願(児玉健次君紹介(第一九〇号))  
同(矢島恒夫君紹介(第一九一号))  
同(志位和夫君紹介(第三二七号))  
同(平賀高成君紹介(第三二八号))  
中小自営業者婦人の自家労働の税制等に関する請願(中西績介君紹介(第一九二号))  
同(吉井英勝君紹介(第三二五号))  
相続税抜本改正・恒久減税に関する請願(松永光君外一名紹介(第三二二号))

消費税の減税に関する請願(金子満広君紹介(第三二二号))  
同(矢島恒夫君紹介(第三二四号))  
は本委員会に付託された。

十一月三十日

ペイオフ解禁に関する陳情書(大阪市中央区本町橋二の八田代和(第一七七号))  
平成十二年度税制改正に関する陳情書外一件(大阪市北区中之島六の二の二七秋山喜久外一名(第一七八号))  
勤労所得控除制度創設に関する陳情書外二一件(徳島市西新町二の五武内弘次郎外二一名(第一九六号))  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件  
参考人出頭要求に関する件  
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百四十五回国会閣法第一二二号)

○金子委員長 これより会議を開きます。

第四百四十五回国会、内閣提出、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として年金福祉事業団理事長森仁美君の出席を求め、意見を聴取し、政府参考人として厚生省年金局長矢野朝水君、総務庁人事局長中川良一君、大蔵省主計局次長藤井秀人君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○金子委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上田清司君。

○上田(清)委員 民主党の上田清司でございます。またきようは、大野厚生政務次官、ありがとうございます。

早速ですが、今回、年金改正法案の議論が進んでいるところでありますが、大蔵委員会では国家公務員共済の法案でございまして、いずれにしても、どの年金も、運用が十分収益を上げていけば当然年金財政が豊かになり、運用が失敗すればその分だけ何らかの形で国民負担がふえるという、この構図だけははっきりしております。そういう点で、どうしても年金財政という観点から年金福祉事業団における運用の問題について論点を明らかにしておく必要がある。とりわけ、新しい基金に衣がえをするという仕組みが関連法案で出されている以上、私どもこれを明らかにしていく必要があるというのを考えているところであります。

早速御質問をさせていただきますが、大野政務次官、平成十年度の運用実績は、衆議院の調査局の厚生調査室の資料を見ましたところ、明らかに欠損、赤字になっております。時価で三千九百五十億円、そして簿価で四千五百億円という欠損が出ております。昭和六十一年度から年金福祉事業団の年金の運用が始まったわけでございまして、この間の成績について、よく何勝何敗という話がございまして、プラスを出したときには何勝でマイナスを出したときには何敗、この十三年間の成績を明らかにしていただきたいと思っております。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

これは市場運用をやっておるわけでございまして、市場によって非常に影響を受けます。それから、この資金は資金運用部から年金福祉事業団が借りているということで、その金利との間に逆さやが生じているわけでございまして、トータルで見ますと、たゞいま御指摘にございましたように、十年度末で時価ベースで見ますと一兆二千億の累積欠損、簿価ベースで見ますと一兆八千億の累積欠損となっております。これは、単年度で見ますとプラスの年もあり、マイナスの年もございしますが、現在の累積で最終的には評価すべき問題である、こう思っております。

○上田(清)委員 そういう累積で評価するという意見もありますが、予算の組み立ては単年度でやっておりますね。五年間でやっていると十年間でやっているとかがございまして、十年間でも、単年度単年度の評価というのとはやはり明らかにされていかなければなりません。そういう点で、十三年間の成績を明らかにしてくださいというのを申し上げます。

○矢野政府参考人 単年度で何勝何敗というようにすることは本来いかにと思ひますけれども、単純にそういう借り入れコストと収益との比較をいたしますと、四勝九敗ということになっております。

○上田(清)委員 そのようにお答えしてはしかつたんです。

つまり、十三年間でプラスを四回しかできなかったということでございます。そして、当然、こういう年金福祉事業団の運用について当初から危惧するところがございます。当時も国会の議論の中で年金局長が、預託金利を下回るようなそういうことにはなりませんという御答弁もされた結果が実はこのとおりであります。なかなか世の中うまくいかないものでございまして、当初は少なくとも預託金利を下回るような事態になることは夢にも思わなかったということでございますが、現実はそのようになってござい

ます。

したがって、こういう問題を丁寧に検証して、新しく衣がえする年金資金運用基金ではどういう運用ができるのかというところについての具体的なプランというのが、相当丁寧に丁寧に、練って練って練りまわって準備をされているというふうには私は思っておりますので、その点について丁寧に今から伺ってまいります。

ところで、マイナスになったとき、時の理事長以下役員の方々とかというものは、これは申しわけないと思つて給与を減額したり、あるいは手当を減額したりすることはされるのでしょうか。

○矢野政府参考人 結論から申し上げますと、手当とか給与を減額したということはございませ

○上田(清)委員 私も資料をいただきましたけれども、給与が減つたことはなくてふえるばかりですね。四勝九敗でもずっと年度ごとによつてきていて、極めて私にとっては理解できないこととでございます。

どんな形で責任を明らかにされたんでしようか。少なくとも今度衣がえをするに至つて、簿価で一兆八千億、時価で一兆二千億と平成十年度末の損失の数字が出ておりますが、これをどんな形で損失処理されるのか。国民に負担を求めるのか、それとも年金福祉事業団の職員の方全部で負担をされるのか。どんな形で負担をされようとしていられるのでしょうか。

○矢野政府参考人 まず、年金福祉事業団の市場運用の仕組みというのを申し上げたいわけでございまして、これは一度年金の積立金を資金運用部に預けまして、その預けた中の一部を借りてきて市場運用しているわけでございまして、したがって、借り入れの期間というのが七年とか十年の固定金利で借りておまして、これまで借りた、高金利のときに借りた金がまだ相当残っております。そういうことで、現在でも四割を超えるような金利を支払つて運用しているわけでござい

ま。しかし、資金運用部からの借り入れコストというのとは最近急速に低下しておるわけでござい

す。そういうことを考えますと、この一兆二千億の時価ベースで見ました累積欠損といふものも、これからの運用努力によつて十分解消できるものと思つております。

ちなみに、昨今金融市場は非常に改善を見ております。したがって、これは十年度末で見ますと、この一兆二千億の累積欠損は約四千億円まで減少いたしております。そういうことで、これからもこの累積欠損をできるだけ早く解消するように努力をしていきたい、こう思つておるわけでござい

○上田(清)委員 今株価が上がつてきておりますので含み益がふえている、こんなことだといふふうにも思いますが、一方で逆さもあり得るわけですね。それも含めて、衣がえするときこの損失処理はどういう形で処理されるのかということ

を伺つております。

○矢野政府参考人 これは、たゞいま申し上げましたとおり、七年とか最長十年で資金運用部からお金を借りてきております。これは元本と金利、これをちゃんと返済しなきゃいけません。そういうことで、新しく今度は年金資金運用基金というのを設立するわけでございまして、この基金におきまして、これまでの年金福祉事業団の運用資産を引き継いで最長十年間利払いをしな

がら、元利を返しながら運用するということになっております。

○上田(清)委員 次官、お話を聞いておわかりに

なつたと思ひますが、新しい年金資金運用基金にそのまゝ年福の損失部分を移行して、そちらで何とか、何年間かで処理をしていきたい、つまりプラスに転じたいという話ですが、その間にしても、先ほど聞かれましたように、四勝九敗、これが適切な表現かどうかはともかく、単年度、単年度を見ていけば多くの失敗があつた。そして累積でこのような形になつてきておる。そして同時に、給料だけは上がつてきた。給与額を私は報告してもいいんですが、資料をいただいておりますが、これは極めて一般常識では考えられない、こんなことで本当にいいのだろうかといふうに私は率直に思つております。

厚生政務次官として、こんなことが本場に許されていいのかわるか、率直な御感想をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○大野(由)政務次官 今参考人からも若干お話がございましてけれども、資金運用部からの借入金利との逆さやでいろいろとマイナスになっておりました。しかし、過去十年間の年金福祉事業団の総利回りは四・四％でございまして、信託銀行等々よりもいい実績を上げておる、こういう事実がござい

ます。

今回、年金福祉事業団が解散をいたしましたので年金資金運用基金になるわけですが、自主運用をするようになりますので資金運用部から高い金利でお金を借りるということがなくなりますので、従来のようなことはなくなるのではないか、このように思つております。

○上田(清)委員 大野政務次官とも思われま

とは一度もありません。平成八年度と九年度だけ一緒で、あとは全部上がつてきています。こういう無責任体制というのが同じような形で新しい基金に継続されるかと思うと、それ恐ろしいというか、身の毛もよだつ感じが私はいたします。どういう責任を本当にとろうとされているのか。

後でまたいろいろ問題点を指摘しますが、少なくとも、政治家としてあるいはまた一国会議員として、庶民の中に日夜入って本当に国民の隅々の声をお聞きされている公明党出身の大野政務次官からすれば、私も同志としてやってきたこともございいます。このような観点から責任問題を感じてもらおうという仕組みを、当然思っておられるとは思っておりますが、年金福祉事業団の役員に全く責任はないのでしょうか。

○大野(由)政務次官 過去の教訓を今後しっかりと生かしてまいりたい、このように思っております。(発言する者あり)

○上田(清)委員 それでは、ずっと視点を交えます、私も紳士ですので。

当然、これまでの失敗を踏まえての改革案だということに私は思っております。お昼の厚生委員会でも、菅政調会長が新しい改革案で国民にとってどんなプラスになるんだということについて、厚生大臣も御答弁されておりましたけれども、どうもクリアに聞こえなかったのです。大野厚生政務次官、どんなプラスがあったのでしょうか。今度の改革案は、どのようなプラスを出そうとされているのか。

○大野(由)政務次官 委員も既に御存じのように、昨年六月に成立いたしました中央省庁等改革基本法におきまして、財政投融資制度の抜本的な改革の一環として年金積立金等の資金運用部への預託義務を廃止する、こういうふうな方針が決定された次第でございますし、恐らく委員も、現在の財政投融資の制度についてはそのまま続行すべきとお考えなのかどうか伺いたいと思うのですが、財政投融資制度を廃止するということが今回こうなりましたが、では今の委員の御質問か

らえば、財政投融資にちゃんと預託制度というものは残すべきだということお考えなのかどうか、伺いたいと思います。

○上田(清)委員 私の質問に答えてからの質問であつたら私もお答えしますが、私の質問にお答えにならないうちに質問されるのはルール違反です。

○大野(由)政務次官 現在の預託制度につきましては、国債金利と同様の水準の利子が付される、そういう運用方法しか認められておりません。そして、本来なら長期運用が可能な年金資金の運用手段としては必ずしも適切ではない、こういう状況でございます。現在では七年もしくは十年とか預託が限定されているわけですが、年金資金というものはもつと長期で運用することも可能な原資も持っております。運用期間や運用資産を多様化することができるようになります。そういうメリツトがあります。

それから、現在、保険料拠出者の意向が運用に必ずしも反映をされておらず、どういふふうな運用されているかがわかりにくい面がございしますが、その辺がもつとクリアになっていくのではないかと、こう思います。

○上田(清)委員 おっしゃるとおりだと思います。年金運用の部分が必ずしも情報公開されていらない。したがって、今度の年金資金運用基金の中でどのような形できちつと情報公開されるのか。御承知のとおり、百三十四兆とも言われます極めて巨額の年金積立金、これは新しい基金はある意味では世界最大の投資家になると言っても過言ではありません。したがって、どのような運用の方をするかによつては、場合によつては世界経済も動かすことが可能になる、失敗も成功も国際経済に影響を与える、そういう局面もあるはずなんです。したがって、過去の四勝九敗という事例を見ると極めて心配だというのが識者の意見で、公述人のお話からも相当ございしました。私も実のところ心配しております。したがって、相当練りに練つて議論をされて、

積み上げて積み上げて新しくこの基金の案が、法律案にはちよつとしか書いてありません、具体的なことは余り書いてありませんから、これは相当煮詰まつたプランがあるのだらう。そうであればいいのですが、もし煮詰まつていなければ、御承知のとおり、この百三十四兆というのは半端な金額ではありません。今までの二十六兆あるいは二十五兆も半端な金額ではないのです。我が党の吉田公一さんが言われましたように、百万円ずつ毎日使つたら、一兆円は三千年だ、十兆円だつたら北京原人の時代になつちゃう、そのぐらいの金額でありますし、十兆円を超えるような予算額を持つた国家は世界の中にそう幾つもありません。そういう意味においても大変大きな金額でありますから、この運用については相当慎重に図られるべく準備がなされていると思います。

ちなみに伺いますが、先ほど情報公開の話もございました。今まではそういう形では明らかにされていなかった。私もきょう細かい資料を初めていただきました。どこかで見る機会もなかった。あるいは少し関心が薄かつたのかもしれない。相当細かく、いろいろとさまざまな機関に分かれて運用されていて、なかなかこれは一般の人が見ることはできない。したがって、これからもう少し見えるような仕組みをつくるということに關しては、政務次官の言うとおりは正しいと思います。

そういう情報公開の仕組みをどのような形でプランになさつていくのか。これは政務次官、そこまで細かく知らないよということ結構でございます。しかし、百三十四兆という大きな運用金額全額をどんな形で振り分けをされようとしているのか、これはやはり政務次官のお仕事だと思えますから、それはお聞きしたい。

それから、局長、どのような形で情報公開をされるのか。後でまた資料も出してもらいたいのですが、どんな形で論点をすつきりさせて情報公開をしようとしているのか。そのことを答弁された上で、後日で結構ですので、プランの資料も下さ

い。二点、お願いいたします。

○大野(由)政務次官 新しい年金積立金の自主運用の仕組みにつきましては、厚生大臣が定めます運用の基本方針に従ひまして各種資産に分散投資を行う、こういうふうになつておりまして、安全、確実を最も基本に、かつ効率的な運用ができるように、こういうことでやってまいりたい。そして、当然のことながら、公的年金積立金の性格を考えたときに、国債等の安全性の資産が中心となつて運用対象資産に位置づけられる、こういうふうな思っております。

詳細は今後委員によつて決められるわけですが、現在は五・三・三・二等と、ハイリスク・ハイリターンは三割以下、今の年金福祉事業団はそういう運用の仕方をしておりますが、これからの年金資金運用基金につきましては、ハイリスク・ハイリターンなものに關してはさらにもつと割合を減らす。今、一〇〇前後というようになつても検討の中に出てきておりますが、決定は今後の検討課題の中で決まってい、こういうことでござい

ます。

○矢野政府参考人 私どもは、情報公開というのは最も大事だ、こう考えております。今回の新しいスキームをつくるに当たりましては、責任体制の明確化を図る、それから情報公開を徹底する、これを基本的な考え方に据えておるわけでござい

ます。

情報公開につきましては、今でも年金福祉事業団のこういった運用状況につきまして、六十二ページにわたりまして相当詳しい情報公開を行つております。新しい形態になりますとさらにこれを徹底したい、こう思っているわけでござい

ます。

例えば、運用につきまして基本方針を決める、その際には保険料拠出者の代表ですとか専門家の意見を聞いて決めるということにしておりますけれども、この運用の基本方針を具体的に中身を明確にする。それから、それに基づきまして年金資

金運用基金で中短期の運用方針、投資方針を決めます。そういったものも明らかにいたしますし、それから、どういった運用機関に任せておるのか、その選定基準はどうやっておるのか、任せた後どういった成績を上げているのか、これをいろいろな角度から分析する。そして、その運用の実態を明確にする。さらに、こういった運用が年金財政とどう関係があるのか、こういう運用をした結果年金財政にこういう影響があった、その結果年金の保険料にこういう影響を及ぼした、そういった分析もあわせて行いたいと思っております。

○上田(連)委員 この委員会でもやりましたけれども、苦慮開発で大きな損失を生んで、新しい会社でこれから二十年でたくさん利益を出すというようなペーパーも出されたこともあるのですが、過去にいつぱい失敗した人が気楽に今度はうまくいきますというように言っても、なかなか信用できないですね。これが普通の世界なんです。

だから、どんな形で責任をとるのかということもきちっと明らかにしてほしいのですが、それも明らかにならない。損失については新しい機関で何とか処理していきたい、これは一方わかります。しかし、これまでのことについての責任はだれもとらない。いいでしょう、そういうお話ですから、一生懸命やるのが責任だとあなた方は常に言うから。

その上で言いますけれども、では、今度新しい仕組みの中で、国と年金資金運用基金とそして受託金融機関と、当然三つ関連しているわけですね。この三つの責任分担というのはどんな形になるのですか。具体的に言えば、収益を上げなかったとき、こういうときはどうなるのですか。

○矢野政府参考人 今回、法案で新しい年金運用のスキームをお示ししているわけでございますけれども、その中で、今御指摘のごさいます年金資金運用省の職員、それから新しくできます年金資金運用

基金の役職員、こういった人たちの忠実義務、それと専門家としての注意義務、これを法律にも盛り込んでおります。違反した場合には懲戒処分等を即座に受ける、こういうことになるわけです。それからまた、受託機関につきましても、年金資金運用基金と各受託機関との間の契約書においてそういった責任を明確に盛り込みたい、こう考えております。

これは要するに、欧米で、ブルーデントマン・ルールというのがこういった年金資金運用の世界で言われております。まず忠実義務、つまり運用のためだけに全精力を尽くす、ほかのことは考えない、こういう忠実義務。それから専門家としての注意義務でございます。

ただ、これは結果責任を問うものではないのでございまして、各運用の各場面場面、各プロセスにおいていかに専門家としての注意義務を果たしたか、こういうことによつてその責任を追及するものでございまして、運用の成果といえますものはマーケットによる影響も非常に大きいわけでございます。ある意味ではマーケット次第、こういうところがございます。したがって、結果責任を問うというものにはなっておりません、これが世界の常識といえは常識でございます。

私も今、そういったブルーデントマン・ルールを法案に盛り込み、それに基づく厳正な執行を進めていきたいと思います。

○上田(連)委員 結果責任については問わないというのが世界の常識というのは、それは非常識ではないですか。責任はちゃんととりますよ。手数料が減額になるとかリーダーの給与が減るとかあるいはやめるとか、当然そういう仕組みがあるんですよ。それについてはどうなんですか。

○矢野政府参考人 私が申し上げておりますのは法的な責任ということで、今回法案に盛り込みました責任体制について申し上げておるわけでございます。

それから、道義的責任といえますか、社会的責任といえますか、これはまたおのずから別でございます。

います。いかにマーケットが悪いといったとしても、それに対して責任がないということには必ずしもならないわけでございます。そういった場合にどういった責任をとるかというのは、その時々責任者の、そういった立場の方の判断によるかと思ひます。

私が申し上げているのは、あくまで法律的な意味での責任体制ということでございます。これは、欧米でもそういう解釈が一般的でございます。

○上田(連)委員 局長がいみじくも申されたように、社会的、道義的責任があると。では、年金福祉事業団の理事長以下役員の人たちはどういう道義的、社会的責任をとったのですか。

○矢野政府参考人 まず申し上げたいのは、先ほど事務次官もちょっと申し上げましたけれども、年金福祉事業団のこれまでの運用実績、これはほかの機関投資家、例えば年金基金ですとか、それから信託銀行も、先ほど申し上げましたのは土地とかそういうことではございませんで、あくまで年金分野での信託銀行の成績でございます。そういうことで、決してほかの運用機関に比べて遜色のない運用実績を上げてきておるわけでございます。

そういうことで、私は、これはやはり、その時々担当があるいは理事長以下そういった方々が判断を間違つたというよりも、今の仕組み自体に問題がある。年金の金を集めてきて、一遍預けまして、預けた金を十年なり七年なりの固定金利で借りてくる。そういう中で、バブル崩壊以降一貫して低金利が続いていったわけですから、借りてきたコストが非常に高いということ、そういった構造的な問題があるわけでございます。

今回私も提案いたしておりますのも、確かに今の制度のままで精いっぱい努力いたしたところでございまして、年金の積立金にふさわしい運用の仕組みをぜひお願いしたいということで今回法案を出させていただいたわけでございます。

○上田(連)委員 局長、バブル崩壊後と言っているけれども、バブル以前でもうマイナスなんです。そうでしょう。だから、言いわけなんです。そういうのは。だから、責任をとらない仕組みがでさうがっている。後でまたいろいろ問題点を指摘しますけれども、全然だめなんです。だから、もう少し細かいことを聞きます、本当にできているか心配ではないから。

受託金融機関の選考基準というのは、ペーパーでできているのですか。

○森参考人 私ども、年金資金というのが大変長期資金の性格を持っていること、言わずもがなでございますが、かつ、貴重な国民の資金ということでありまして、慎重の上にも慎重を期して受託機関の選考を行い、かつ、その選考した機関につきましても、その後のフォローというのでもできる限りのことをやっております。

ただいまお尋ねの、どういう点を注意して、あるいはどの点が選考基準であるか、ペーパーに載っているのかということではございますが、まず、ペーパーというものは、つくって外部に公表するということはいましておりません。

それから、考え方の基本は、通常言われておりますように、定性的な評価、すなわち、その受託機関が信用に値するものかどうか、不測の損害等を生じさせるようなことがないかどうか。それから、これまでの実績から見ても、我々の期待にこたえてくれるような運用成績を上げられるかどうか、これは定量的な部分でございますが、こういう二点を中心としたしまして、書面審査それからヒアリングというのを行った上で、採用する運用機関を決定いたしております。

○上田(連)委員 これも局長に聞きましょう。運用実績が悪くても、そのまま受託している金融機関がずっとありますね。この事実は何となくいいます。

○矢野政府参考人 運用機関の評価でございますけれども、これはやはり中長期的な観点から行うべきだと考えております。具体的には年金福祉事

業団で判断していただいておりますわけでございます。三年から五年の実績を見まして、下位のところは入れかえる、こういうことをやっておりますのでございます。

ただ、確かに、この制度ができてまして十数年たったわけでございますけれども、当初は、運用機関として信託銀行と生命保険会社、これしか認められておらなかったわけでございます。そういう中で信託銀行は限られておりまして、そういったところにバランス型運用ということでかなり巨額の運用をお願いしております。これは、日本の運用機関の中でもそれしかなかったというところで、そういう選択をせざるを得なかったわけでございます。

ただ、御指摘のように、信託銀行でゼロにしているところとところはございませぬけれども、私どもは、この評価をして、評価の悪いところには追加資金はお願いしないとか、そういう形では、ずっと当初からお願ひしている運用機関にもおのずから差をつけて、競争原理を働かせるように留意いたしております。

○上田(遺)委員 委員長、かように非常に不安定な御答弁でしよう。

十三年間の受託金融機関の運用実績を大蔵委員会に資料要求いたします。委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○金子委員長 取り扱いは、理事会で協議させていただきます。

○上田(遺)委員 あわせて、受託金融機関の選考基準、内規で何らかの形であるはずですが、それがないと言われるようじゃ困りますから。それから、委託手数料の基準、これについても資料を要求したいと思ひます。

それでは、政務次官にもぜひ見ていただきたいのですが、私が提出しております資料の三です。

今、受託金融機関のお話が出ました。委員の皆様方も御承知だと思いますが、年金福祉事業団が運用の責任を持っておりますが、実は、どういふ基準で運用したらいいかということを、年金保養

協会という財団法人にこれまでお願いしております。その中にまた、年金資金運用研究センターという内部の組織があります。財団法人年金保養協会というのは、厚生省の下でいわゆるグリーンピアの大型保養地の運営をやっている団体であります。その中に年金資金運用研究センターというのがあります。事実上、年金福祉事業団の年金の運用に関してはこれがやっております。ここが具体的なアドバイザーになっております。

そこに派遣金融機関から出向で七名来ております。どうして受託する金融機関からこういうメンバーを仰ぐのか。そして、年金福祉事業団への金融機関出身者が、下のところに書いてありますように、第一勧銀二名、日本興業銀行一名、長銀一名という形で出向をさせております。そしてまた、先ほど申し上げました年金資金運用研究センターの母体であります年金保養協会の方にも、資料の四ですが、こちらの理事の中にも第一勧銀頭取と富士銀行の顧問の方が入っております。

こういうのは癒着と云うのです。受託手数料をいいたいて、当然それが企業の収益に結びつく金融機関が、どういふところに受託させればいいのかというところを研究センターの方に派遣をする、出向させる。あるいは、その大まかなことを決める理事が受託金融機関の銀行の出身者であつたり、あるいはまた年福の事業団そのものの中に金融機関の出身者が出向している。こういうのは癒着と云うのです。普通は、覚えておられるでしょう、道路公団のあの事件を。思い出したくもない大蔵の皆さんですけれども、OBの方々が、証券あるいは銀行などの争いの中に巻き込まれて、接待攻勢を受けて、野村に主幹事を任せるというふうな、そういう事件がございました。まさに、こういうことが行われているんじゃないですか。接待が行われたとは私は申し上げません。しかし、タクシー券を一枚もいかなかったとは私は言わせません。そういうつまらない癒着関係をつくっているのではないですか。

だからこそ、受託金融機関の選考基準もペー

パーにない。先ほどはないと言いましたけれども、内規もないのか。それでは困ります。世間から見れば、むちゃくちゃじゃないですか。決める人たちが、決められて受託するような人たちから派遣されてきている。

厚生政務次官、この構図はだれが見てもおかしいと思うでしょう。改めますか。

○大野(忠)政務次官 年金資金の運用の分野は、大変高度な、専門的な金融資産運用の知識が求められる、こういうこともありまして、そういうことに精通した人材を民間から受け入れるということとで、今まではこの事業に賛同する企業から職員の派遣を受け入れていた、こういう経緯がございます。

しかし、委員御指摘のような御懸念もあろうか、このようにも思っております。これから年金積立金の自主運用に当たって、その重い責任を果たしていくために、調査研究体制の整備を図るとともに、民間の専門性を活用することも求められておりますが、今後、官民の透明な関係をどのようにつくっていくか、大事な検討課題としてさらに検討をしてまいりたい、このように思ひます。

○上田(遺)委員 この法案を廃案にして新しい法案をつくらうとか継続審議にするというのだったら今の答弁でわかりますけれども、もう現に法案が出ているんです。新しい基金へ衣がえをするという出ても出ているのです。したがって、こういう癒着関係を許すのか許さないのかということと私には聞いているのです。許しちやいけないうつていふんです、私は。御答弁をいただきたいと思ひます。

○大野(忠)政務次官 御指摘の面、しっかり検討をしてまいります。

○上田(遺)委員 今申し上げましたように、検討する時間がないんです。法案を通すつもりであつたら、通さないということだったら、検討で結構ですよ。では、通さないつもりですか。

○矢野政府参考人 まず、年金資金運用研究セン

ターの問題でございすけれども、これは今政務次官が答弁申し上げましたように、こういった事業を昭和六十一年に始めたわけでございますけれども、年金運用の世界というのは日本はまだ非常にレベルが低いといひますか、特に……(発言する者あり)いや、私が申し上げるのは、まず、厚生省にはそういう人材は残念ながら育っていない。それからまた、こういう分野というのは、日本の金融界全体はまだ欧米と比べますと随分おくれにいます。そういうことで、この分野を官民挙げてレベルアップしていかなきゃいけないというところで、こういうセンターをつくり、調査研究をここに委託をしてやってきたということでございます。

ただ、これは今度新しい体制に移るわけでございますので、年金資金運用基金、こういったところの調査研究レベルを整備する、これが第一でございます。そしてまた、このセンターにつきましても、今のままでもいいというところは必ずしも私どもは思っていないわけでございます。このあり方につきましても、今政務次官が答弁申し上げましたように、これは見直しなきゃいけないというところで、そういうことをやっております。

それから、年金福祉事業団に金融機関の出身者が出向しております。これも、民間の知恵、ノウハウ、仕事の進め方、こういったものも活用するといひますか、学ばふということと受け入れておるわけでございます。ただ、一番大事な問題というのは、どこの金融機関に幾ら預けるか、これは非常に、一番大きな問題でございまして、こういう出向者という方々は、そういった仕事から一切シャットアウトしまして、主に調査研究部門でやっていただくということで、そういう点は十分注意してやっております。

こういった民間とこういう公的機関との関係、李下に冠を正さずと言われますけれども、そういった精神でこのあり方につきましても今後見直していきたい、こう思っております。

○上田(遺)委員 いまじくも、年金運用がレベル

が低いなんて、自分たちでそんなことを言っているんですか。今の答弁、取り消した方がいいんじゃないですか。

○矢野政府参考人 表現が不適切だったら取り消しますけれども、私が申し上げたかったのは、昭和六十一年から始まっておりまされたのは、これを始めた当時は、この年金の運用問題というのは、実は日本の金融機関も余りこの分野ではノウハウの蓄積がなかった。もちろん役所にもそういうのがなかった。これを早く官民挙げて日本の年金運用のレベルアップを図らなきゃいかぬということてこういうのをつくったわけだ。

今やこれは御案内のとおり、投資顧問会社も  
 どんどんできてきましたし、こういう分野では日  
 本のレベルも最近随分上がってきております。レ  
 タがいますて、おのずからそういう実態に合わせ  
 た新しい官民のあり方、これは当然見直さなきゃ  
 いけないわけでございますて、今回新しい体制に  
 移るといふことでございますので、それを機会に  
 このあり方についてはしっかり見直しをしていき  
 たいと思っております。

○上田委員 さつき私が申し上げたのは、疑われるよ。しかし、ちゃんと運用する部門と、それを責任決定する部門と研究部門は違います。だから研究部門で人材を向出してもらいます、そういう言い方をされております。

ではなぜ財団法人年金保養協会、事実上の年金資金運用研究センターを抱えて調査研究をさせるのか。この年金保養協会に賛助会員で金融機関から八十五社、何でお金をもらうんだ。それじやたかりじやないか。

○矢野政府参考人　これは、先ほど来申し上げておりますように、年金運用というのは、我が国は残念ながら欧米に比べて、これまでこの分野というのは非常に官民ひとしくおかれておたということでございまして、この分野を、これから非常に大事になるわけでございまして、公的年金だけでなく企業年金とか個人年金、いろいろな分野がございすけれども、年金積立金の運用というこ

とについてのもっとも日本全体のレベルを上げ  
なきやいけない、こういうことで、御賛同をいた  
だける金融機関に会員になっていただきまして、  
こういったセンターを設立して調査研究をお願い  
してきたということです。

○上田(清)委員　そういうのが不明朗というんですよ、普通の世界から見ると。あなた方は不明朗だと思わないところに世間とのずれがあるんですよ、はつきり言つて。年金保養協会、もともととはグリーンピアの母体だった、そこにいつの間にか年金運用の研究センターをつくつて研究者を集めて、そこに金融機関の賛助会員を集める、こういうのはたかりというんですよ、普通は。入りたくもないのに入つてしまふ。何で入るか。手数料をいたたく受託金融機関になりたいからじゃないですか。これがいわゆる官民の癒着なんです。あるいは官官の癒着なんです。

なぜそれをきちつとやめようとしなないんですか、今度新しく衣がえするときに。この際、そういう不明朗な部分はきつぱりやめますと、それで初めて国民が信頼するんですよ。そういうことがあつてだれが信用しますか。しかも、過去は失敗だらけじゃないですか。

大野政務次官、政治家としてきつちり、きつぱり答えてください。

○大野(由 政務次官 国民の皆さんから疑惑を招くようなことは、見直してまいりたいと思います。

○上田 委員長 具体的に、少なくとも関連金融機関、受託金融機関から出向はさせない。雇えばいいんです、世界じゅうから。しっかりした収益を出せばまた雇えるんです、優秀な人が。そして、収益を出せば出すほどまた優秀な人を集められる

んです。そしてまた、たくさんのお金を出して国民に還元する。この仕組みにすればいいんですけれども、官官で食い物にしているじゃないですか。そういう構図なんですよ、これは。

だから、二度と受託金融機関から出向させませんという答弁こそが、さわやかな大野由利子厚生

政務次官の答弁であります。

○大野(忠政)次官 官民の癒着がないようにしつつ透明性を高めて、疑惑を招くようなところは改めてまいりたい、このように思っています。

○上田(清)委員 抽象的で余りよくないんです。

最後に、政務次官、グラフがあります。これは運用手数料の推移ですね。当然、各金融機関はこの運用手数料がいわば収益になっていくわけですね。逆に言うと、国民のお金である厚生年金を運用していただく場合、この手数料は少なければ少ないほどいいですね。もちろん、収益をたくさん上げていただければそれに見合った形での手数料を差し上げる、これは当然、やぶさかでないですね、議論上。

しかし、このグラフを見てもわかりますように、何らかの形で、マイナスのときに手数料が下がっていくというような仕組みが私には余り見えないんです。だから、先ほど、十三年間分の運用実績、そして手数料を資料としてきちっと出していただきたいということを申し上げました。あるいは、受託金融機関の選考基準も出してください。

委員長、これは確認ですが、いずれも資料としてきちつと出していただきますように再度確認させていただきます。

○金子委員長 先ほど申し上げたように、理事会で取り扱いを協議させていただきます。

○上田(清委員) それで政務次官、この表を見てどうでしょう。その関係は、いえ、この表ではこうですけれども、きちつと収益に合わせた手数料の関係はでき上がつていきますよというような御答弁が可能なんでしょうか。いや、私はよく知らないということであれば振られても結構です。ただ、このグラフを見る限りそう見えないということだけは確認してください。大変重要な問題であるということも、やはり政務次官として確認してください。

きょうは、大変重要な問題がいろいろな形で提案されました。私も、きょう朝レクでしたので、

三時ごろまでこの資料を手に入れることができませんでしたので、実は年度年度の精査ができませんでしたので、大きな流れだけしかきょうは言うことができませんでした。

もし年度年度で大きな問題があれば、これは相当丁寧にはやらなくちゃいけないし、法案の中で一括してばんと出されておりますけれども、これは国民に返ってくる話ですから、損失を出せば当然国民がそれを負担しなくちゃいけない。収益ができれば年金の受益金というか受ける年金がふえる、これはいいことです。できるだけ基金をいゝものにしくちゃいけない。いゝものにするには余りにも準備不足という感じが私はします。それから、無理に成立させなくてもいいんじゃないか、こんな思いがあります。

政務次官、含めて御答弁できればしていただき  
ますし、振っていただくのなら振っても結構  
ですから、手数料と受託金融機関との関係につい  
て、きちっと御答弁いただきたいと思ひます。

○矢野政府参考人 手数料の低減というのは、年金福祉事業団がこれまで一貫して取り組んできた課題でございます。そういうことで、ここにございますように、金額も若干減っておりますし、何よりも運用資産額に占める手数料の比率というのが近年かなり低下してきているわけでございます。

す。手数料を安く、しかし、手数料が幾ら安くても運用自体がおかしくなつては困りますので、運用と手数料というのはやはり一体として考えるべきですけれども、その中でも特に手数料は低減させるということで努力をしております。

そういう観点から、例えば、運用の中でアクティブ運用とパッシブ運用というのがございますけれども、パッシブ運用の比率を高めていくとか、それから競争原理を活用する、投資顧問会社も、昔はできなかったんですけれども、投資顧問会社の活用もできるようにする、しかもコストを低くするようないろいろな工夫をするということとで努力しておりますし、今後ともこの問題については努力していきたいと思っております。



○上田(清)委員 時間が参りました。

大蔵大臣、実は日銀の審議委員の補充でござい  
ますが、私が参問聞るところによりますと、日銀  
の方でこの人はどうだろう、あの人はどうだろう  
と言ったら、ほとんど断られて、大蔵から押しつ  
けられた、こんなうわさも聞くのですが、そうい  
うことはあるのでしょうか、ないのでしょうか。  
○宮澤内務大臣 詳しいことを知っているわけで  
はございませんが、そういうことはないと思いま  
す。

○上田(清)委員 日銀が、新しい法律改正をこの  
委員会に審議をして、より独立した中央銀行とし  
ての機能と権能を果たしていただきたいというこ  
とで、年に二回の報告もいただいて、極めてしつ  
かりやっていただいているというふうに思ってお  
りますが、日銀の審議委員は極めて重要な権能を  
持つておりますので、できましたら、政府の人事  
案件は、本会議で決める前に、大蔵委員会で見  
て陳述していただき、各党間から一名ずつぐら  
い出て議論をして、なるほどという部分分を聞  
いてするような仕組みをしたらいかかなという  
ことを提案させていただきますので、ぜひ理事  
会で諮っていただきたいと思います。

○金子委員長 御提案として受けとめさせていた  
だき、後日理事会でテーマとして議論をしていた  
だきます。

○上田(清)委員 どうもありがとうございます。  
政務次官、ありがとうございます。

○金子委員長 次に、中川正春君。

○中川(正)委員 民主党の中川正春です。前回の  
質問の続きが残っておりますので、引き続きやら  
せていただきますというふうに思います。

この週末があつたものから、地元に戻りま  
して、今回の厚生委員会での紛糾も含めて、国民  
の声を聞いてまいりました。やはりこの共済だけ  
じゃなくて、厚生年金、あるいは年金そのものを  
含めて、最後の姿を見せてほしい、最終的にどう  
なるんだと。部分的に、給付条件を下げていく  
あるいは給付の年代を六十から六十五歳にしてい

く、こういうことを今の時期に言ってもらった  
ら、何だ、これは五％だけじゃなくてもつと下が  
るんじゃないか、あるいは、六十五歳と言ってい  
るんじゃないか、最終的には七十歳にこれはなつ  
ていくんじゃないかという、その不安だけが募つ  
て、やはりそういう意味では、現在の政府の説明  
責任といえますか、最終的にこうなるんだ、そう  
いう絵を見せる、それで納得してもらおうという、  
その努力が全く足りない。それで、逆に不安をあ  
おっているのが現実なんだということがよくわか  
りました。

そういう前提に立つて前回の懸案をただしてい  
きたいんですが、あのときの話で、特に、この共  
済は、行政改革というのを描いておいて、その中  
の将来の姿というのを描いておいて、その中で今  
の改革を決めていく、これは考えようによつて  
は、今の厚生年金に横滑りということはこの共済  
に限ってはできないんだというぐらいいし、かつ  
た観念を持つて検討すべきであつたということ  
ですね。それが、たまたま財政再計算が出てま  
いりまして、その資料を見たら、その中に何にも行  
政改革が入っていない。人口比でどうだというこ  
とと、厚生年金に対して一律の形にしていってら  
うと、あるいは、もう一つ言えば、公務員定数  
を一定にした場合にこんな数字が出てきますよ、  
そういう前提で議論が進んでいない、そういう  
ところを指摘させていただいた。だとすれば、  
現実の問題というよりも、これまでの引き延ばし  
の中にしかこの改正議論がなかったということ  
であります。

なものですから、もう一回再計算を要請しまし  
て、行革を入れたときにはこれはどうなるんだと  
いう資料を出していただきたい。恐らく大臣も  
政務次官も目を通していただいたと思うのです  
が、その結果を踏まえてどういうふうになるのか  
自体を見直していくのか。これは前提が変わつた  
きたわけですから、その考慮を入れていなかつた  
ということですから、それをどういうふうにと認識  
されるのか、まずそこからお話を聞きたいという

ふうに思います。

(委員長退席、根本委員長代理着席)

○大野(功)政務次官 まず、将来の我々の生活  
年金がどうなるか、はつきり説明すべきである  
はつきりできるところははつきりすべきである  
アカウンタビリティーの問題でございますが、全  
く同感でございます。

それから、前回の大蔵委員会、中川先生、今  
の財政再計算の中には行政改革の考えが全然入  
っていないじゃないか、今おっしゃつたとおりで  
ございまして、それに対して、私の方からは、年金  
というものは長期間にわたつて負担と給付をバラ  
ンスさせていく、これが一番大事なことで、十年間  
の問題は六十一年の間に飲み込まれていく、こう  
いう説明をさせていただいたのでありますが、やは  
り国家公務員の削減問題を入れて計算してみろ  
うというお話でございました。ただ、その計算を  
する場合に、どういう前提で計算したらよろしい  
のでしょうかと伺いましたら、それは任せる、こ  
ういうお話でございましたので、我々の方で一定  
の前提を置きまして、そして国家公務員共済連  
合会の方に計算してもらつたわけでございます。  
ただ、その前提に入る前に、ぜひとも御理解を  
いただきたい、むしろ先生十分御理解のことだと  
は思いますが、この財政再計算のことだとい  
は、今回の国家公務員共済年金の法案提出の前  
にはなっていない、こういう問題でございます。

財政再計算は前提条件にはなっていない。  
では、なぜ財政再計算を五年ごとにするのか。  
それは、保険料率を計算するためにやること  
になつてゐる。もつとわかりやすく言いますと、こ  
の国家公務員共済組合の法案は本年の七月に出  
ております。財政再計算をやりましたのは十月で  
ございまして、そういうことで、財政再計算はやる  
だけども、法案の中で財政再計算は前提となつ  
ていない。したがって、今度我々が前提を置  
きまして計算してみたものも、決して財政再計算  
の内訳の問題でない、このことをまず御理解いた  
だきたいと思ひます。

ただし、それから次に、前振れが大変長くなつ  
て恐縮なんです、ここを御理解いただかないと  
おわかりいただけないと思ひますので、まことに  
申しわけございません。

まず一つは、行政改革で一〇％を削減する、こ  
ういった場合に、国の行政機関というふうな閣議  
決定ではございます。では、国の行政機関の職員  
というのは、国家公務員、郵政現業、国会、裁判  
所、会計検査院、自衛官等でございます。国の行  
政機関一〇％削減の対象となりますのは、国及  
び郵政現業でございます。しかし、いろいろ考  
えましたが、やはりもう全体、百二十万でござ  
います、百二十万を一〇％カットする、こういう  
計算をやってみよう、国の行政機関の職員とな  
りますと八十四万人でございまして、これの一〇  
％ということじゃなくて、もうちょっと厳しいこと  
をやってみよう、こういうことでございまして。

それからもう一つの前提は、新しいニーズとい  
うのがやはり行革の中でもうたわれておりますけ  
れども、この新しいニーズはちよつと無視してお  
きましよう、ふえる方は無視します、これも厳し  
い条件でございまして。

それから三つ目の前提は、十年目には一〇％削  
減なんだけれども、では、毎年定額で減らしてい  
くのか、どういうふうな減らしていくのか、こ  
ういふ問題があります。

これも、毎年一定、定額で減らしていこう、こ  
ういふ前提で計算いたしました、ようやく本題に  
入りますが、まずそういう計算をやってみます  
と、二〇六〇年には今の百二十万人が六十八万人  
になります。したがって、四割減になるわけ  
でございまして。

それから、厚生年金被保険者数の比率を一定と  
して計算した場合、これは前回よく御検討いた  
だいておりますが、約三割でございまして、すな  
わち、四割減というのは非常に厳しいことになるわけ  
でございます。  
それに応じて、先ほども申し上げましたが、財

政再計算というのは保険料率を定めるものだと、いうことを申し上げましたが、では、保険料率は一体どうなるのか。これを見てみますと、今、五年先から二・八%ずつ階段を上つていくとしまして、五段目で終了することになっております。こういう四割減の計算でも五段目で終了する、同じ二〇二五年で終了する、こういう形になっておる次第でございます。

したがって、最終保険料率は、二〇二五年で、厚生年金被保険者数比率でいいますと二九・八%、今回の仮定、前提に基づきました計算で行いますと三一・四%というふうになりました。その差は一・六%でございますが、いずれも最後の五段階目の階段の二・八%の間に入つて、五段階上つたらそこで終わりであります。こういうことでありますから、長期的に見ますと、要するに負担と給付の中にのみ込まれて、こういうふう

に感じ次第でございます。

長くなりまして恐縮でございます。  
○中川(正)委員 質疑時間が終了いたしましたというメモが入つてきました。どうせこういうふう

に一方的にお話をされるのだらうとは思つたのですが、これはやはり議論を尽くさないと。あと、独立行政法人の問題とか、あるいはもう一つは、さつきお話の出た郵政事業庁、これだけで二十九万七千人、こういう郵政事業関係の定員

がありますね。これは、法律ではこの共済に入れているといつていますが、これは長期的に見たら、それぞれ問題をあらわしながら独立していく団体なんですよ。そういうのが見えてくる限り、一つは、今のような手直しではもう全然話にならない。これはだれが見ても感じるところでありますね。

それからもう一つ、全部これは負担と給付の間

にのみ込まれている、こう言いましたが、大体この段階そのものが国民のコンセンサスとして受け入れられているかといつたら、そうじゃないのですよ。これは本格的に二・八%ずつ上げていつたら、国民は大変な反発を出してきますよ。

そういう意味からいっても、このこと自体が破綻しているというのに対して、さつき再計算で、一〇%分を上乗せしただけでも階段が一階段多くなるといふぐらゐの効果を持つていけるわけですよ。それはやはり前提がもう全然違う。二九%をターゲットにするのと三一・四%をターゲットにするというのは、これは階段がほぼ一段階違つてくるということなんです。それを同じようなもの

のだからというふうなアバウトな話じゃないのですよ、これは。国民の一人一人の懸念の中で政府がどう説明するか、そういう話なんです。それを

をそういうアバウトに切り返すというところは、これは納得できない、結果的にはそういうことになるのだからというふうに思います。

時間が来ましたということなので、これはこの時間の範疇の中では議論し尽くせないということ

を指摘しながら、しつかり時間をとつて、さつきの上田さんの話も出ていたわけですから、これは全体の年金の話として国会で結論を出していく、そういう流れにしていただきたい。そのことを改めて申し上げておきたいというふうに思います。

○根本委員代理 次、佐々木憲昭君。

十歳ですね。年金の受給は六十五歳。素朴な疑問であります。この五年間の空白をどのように埋めるのか、どう保障するのか。この点について、基本的な考えをお伺いしたいと思います。

○宮澤内閣大臣 これは、我が国が少子・高齢化になつたということに密接に関係があることだろ

うと思つていただいても、今のうちに年金との関連でおつしやるならば、まさにこういう問題があり

ますと、六十歳代の最初の何年間、その間のいわゆる退職後の所得というものをどうやって保障し

ていくかという問題が当然出てまいらると思つて

す。

しかし同時に、高齢者をどうやって再就職あるいは再任用するかという問題が同時にあるわけ

でございますから、公務員制度調査会、そういう

高齢化社会において六十五歳まで働くことので

きる社会、そういうことをやはり考えるのが本当

ではないか、公務部門における六十五歳までの雇

用に積極的に取り組むべきだということを答申で

言つておられるわけでございます。

ですから、この両方の問題は密接に関連いたし

ますけれども、年齢の引き上げと高齢者の雇用の

確保というものは、非常に密接に関係した国のこ

れからの政策課題の重要な一つになるだらう。そ

れは、少子・高齢化社会になることからくる、お

まけに高齢化社会という言葉の中に生存期待年齢

が非常に高くなるということも当然あるわけでご

ざいますから、そういう社会における一つの課題

だらうというふうに認識していただきます。

(根本委員代理退席、委員長着席)

○佐々木(憲)委員 再任用制度については後でお

伺いします。

六十歳を超えた場合に年金をどうしてももら

ないという場合には、減額で支給ということにな

るわけでありまして。藤井主計局長にお聞きをし

たいのですが、新たな減額率ほどの程度の減額率

を想定しているのか、具体的な数字を示していた

できたか。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

今先生おっしゃいましたように、今回の改正に

おきましては、厚生年金とほぼ同様の内容でござ

いますけれども、退職共済年金の報酬比例部分、

これにつきまして、支給開始年齢を段階的に六十

五歳に引き上げるといふことでございます。た

だ、その場合、本来の年金額を減額した額、これ

を六十歳から受給できる仕組みというところで、繰

り上げ減額支給制度といふものを設けることとい

たしております。

そこで、今先生の御質問でございますが、この

減額率をどのようにするかということであらうか

と思つて、これにつきまして、報酬比例部分、

この支給開始年齢の引き上げが開始されます二〇

一三年度、平成二十五年でございまして、それ

までの間に厚生年金等、他の公的年金制度におけ

る取り扱い等を勘案しながら最終的には判断し

ていきたいというふうに考えております。まだ具

体的な定量的な数字を申し上げるような状況には

ない、これは厚生年金も基本的にはそうではない

のかなというふうに思つております。

○佐々木(憲)委員 これは極めて重大な問題であ

りまして、こういうところをきつとしないとい

これは非常に不安が大きいわけであります。新たな

減額率をこれから考えていきたい、まだ決めてい

ないと。ところが、二〇一一年度から始まる定額

部分の繰り上げ支給制度の減額率、これすらまだ

示されていないわけですよ。つまり、一階も二階も

どうなるかわからない、実際に減額するのは。

日本の繰り上げ支給率、国民年金ですが、六十

歳支給の場合には五八%ですよ。ドイツは八二

%、スウェーデン七〇%、アメリカ、六十二歳で

八〇%。ですから、日本の場合は既に非常に低い

わけですね。ですから、将来さらに下げられたら

どうしようか、こういう不安も当然広がるわけ

です。これでは本当に生活を守ることができないと

思ふんですね。

先ほど定年の問題について大蔵大臣にお聞きし

た際、六十歳を超えても働けるような条件をつ

くつていきたいというふうにおっしゃいました。



しかし、一部の特権的な高級官僚の場合は別として、再就職というのは非常に容易じゃないわけでありませう。

藤井主計局長にお伺いしますけれども、国家公務員で退職後に再就職した方、現状で何%いるか、具体的な数字を示していただきたい。

○藤井政府参考人 大蔵省におきましては、国家公務員共済年金制度、この運営を預かっているところでございます。その共済年金制度の参考にするために、年金の受給者を無作為に抽出いたしましてアンケート形式による実態調査を行っております。

その結果を申し上げますと、平成八年度の数字でございますが、退職共済年金受給者のうち仕事をされている人の割合、これが二六%程度。ただ、六十歳代の前半にこれを限ってみますと四〇%程度という数字になっております。

○佐々木(憲)委員 退職をした後、実際に就職をされている方は四人に一人であります。つまり、七四%は再就職をしていないわけですね。今は年金があるから何とかなるわけですが、この法案が通って、一定期間たちますと空白が生まれる、その場合に年金がなくなる、あるいは受給しようとして繰り上げ支給を申し出て大幅に削減される、こういう状況ですね。これは、国公労働者のまさに生存権にかかわる非常に重大な問題であります。

再就職をしていない七四%、四人に三人の方々は、年金に頼らなくても生活できるという認識なのかどうか、藤井次長にお聞きをしたい。その根拠は何か。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

今先生おっしゃいましたように、厚生年金も同様だと思います。公務員の共済年金、これにつきましても、定額部分あるいは報酬比例部分ともども、現在の制度で申し上げますと六十歳からの支給が得られるようになっていくわけですね。これが、先生御承知のとおり、定額部分につきましても平成十三年から、それから報酬比例部分につ

きましては平成二十五年から、順次一歳ずつ引き上げられていく、六十五歳にかけて段階的に引き上げられる、こういうことではないかと。

したがって、今現在の状況で、四人に三人の方々は、全体でございますが、六十歳代前半の方は特に約半分程度の方、この方々は仕事はしていらっしゃるという数字が出てくるわけではございませんが、現行の共済年金制度のもとでは何とか対応ができるのかなというところかと思っております。

ただ一方で、今回の国家公務員共済組合法におきまして、全体として、中長期的にこの共済年金制度を維持し得る、このような制度設計のためには、先ほど来お話でございますような定額部分、あるいは今回の改正におきまして報酬比例部分の段階的な引き上げというものがぜひ必要であるわけでございます。そういう意味からいいますと、今後、大臣からも御答弁申し上げますように、六十五歳の最終的な報酬比例部分の支払いというものを念頭に置いた場合、六十歳代前半の公務員に対する雇用問題というものは大きな問題であるというように考えております。

○佐々木(憲)委員 その答弁は、現在の仕組みでは何とか対応できるが将来はどうもはつきりしない、そのうち何とかなるだろうという姿勢だと思っております。私は、ここに非常に重大な問題があると思っております。

六十五歳まで支給開始年齢を繰り延べるとすれば、当然それに対応する具体的な生活保障の提案がなければならぬ。具体的なことは将来そのうち何とかなるだろうということでは棚上げして、ともかく法案だけ通せ、これでは本当に無責任だと思っております。

再任用制度というものを大蔵大臣がおっしゃいました。それでは、総務庁の中川人事局長にお聞きしたいわけですが、この再任用制度というのは、再任用をしていただきたい、こういう希望のある方々は全員再任用されるという仕組みになっているんでしょうか。

○中川政府参考人 こししの七月に成立いたしました

した国家公務員法等の一部を改正する法律におきましては、新たな再任用について、任命権者が従前の勤務実績等に基づく選考の方法により行うというようにいたしました。したがって、再任用を希望する職員が当然に全員雇用されることを保障するということではございませんけれども、総務庁といたしましては、できる限り雇用の機会が拡充されるように、各任命権者とも連携を図りつつ、この改正法が施行されます平成十三年四月に向けて準備を進めてまいりたいというふうな考えをしております。

○佐々木(憲)委員 結局、全員再任用されるという保証はないわけでありませう。選考するわけですから、選ぶわけですね。再任用を保障するものではない、そういう制度なんですね。ですから、大蔵大臣がおっしゃいましたように、再就職あるいは再任用、そういう制度があるから保障されるだろうという保証はないんです。

私は、今の議論で、今政府は省庁再編をやり、十年間で二五%の定数削減という話も進めているようですね。そういう状況ではますますこの再任用の実効性が疑わしい。再任用という制度ができて、実際に給にいかれたらなるんではないか。ですから、年金を六十歳から六十五歳までの間倒して支給してもらった場合の減額率がどうなるかさはつきりしない、再任用についても具体的に保証はない、そういう状態でどんな法律だけ通してしまふ。これは本当に私は無責任だと思ひますし、国家公務員の生活の保障の基盤をやはり掘り崩すものだとおぼしめるを得ないと思ひます。

もう一つの重大な問題は、賃金のスライド制を廃止するという点であります。今回の改正案では、六十五歳以降は賃金スライドを行わない、物価上昇のみで改定する。

藤井次長にお聞きしたいんですが、本来、この賃金スライドというのは、どのような趣旨で実施してきたか、その内容についてお聞かせいただきたい。

○藤井政府参考人 裁定後の年金額、これにつきましては、これまで五年ごとの財政再計算におきまして、厚生年金と同様に、現役世代の方々の賃金水準、この上昇分を年金額に反映させるということ、具体的には、その算定の基本となります平均標準報酬月額、これに現役世代の手取り賃金の上昇率を乗ずるという、いわゆる賃金スライドというものをやってきたところでございます。

あるいは、お尋ねの域をさらに超えるかと思ひますけれども、この賃金スライド、これは現役世代の生活水準が向上した場合に、年金受給者も現役世代と同程度の向上が図られるように、年金額の改定を行うというものであります。

○佐々木(憲)委員 今の答弁のように、物価スライドというのは年金の実質価値を維持するものであります。そして、賃金スライドというのは国民全体の生活水準の上昇分を年金受給者にも配分する、こういうものですね。そうすると、この賃金スライドをやめるといふことは、年金生活者は生活水準の向上ということとは全く必要がない。今までは必要だという基準でこれを実施してきたけれども、これからはそういうことは必要がなくなつたのだと。なぜそういうことになるのですか。理由は何か。

○藤井政府参考人 今般の改正におきましての考え方でございますけれども、今後とも少子・高齢化が進んでいくという中で、今までも同じような賃金スライドを行っていくことは、翻つて言いますと、現役世代の負担というものがさらに重くなっていくということであろうと思ひます。したがって、今までのように、実質賃金上昇の伸び分まで所得移転をする余力というものが、現役世代においては今や限界に達しつつあるのではないだろうかというように言えようかと思ひます。そこで、将来世代の負担を過重なものとするこのないよう、そのための一つの方策といたしまして、この年金額について、六十五歳以降、これにつきましては賃金スライドは行わないということとしたわけござ

います。

ただ、物価スライドというものは、これは当然のことながら改定で行つてまいります。そういうことからいまして、物価スライドの改定によりまして、年金受給者の購買力、これはきちつと確保されるということでございます。

○佐々木(憲)委員 物価スライドを行うのは当たり前です。それをやらなければ価値がどんどん下がって、実質的に水準を低めるということになるわけですね。この年金の水準を賃金スライドによって、生活水準を国民全体が上昇するのに合わせて引き上げていく。この部分をカットするということは、今まで掲げてきた基準を放棄する、年金生活者ももう生活水準の向上なんかは問題にならないのだという姿勢に立つということになるわけで、幾らいろいろな理由で説明しても、今までの基準からいいますと、明らかにこれは後退であります。このほか、年金水準、比例報酬部分の五％の引き下げ、こういう問題など、本法案で幾つもの重大な改悪が含まれております。

そこでお聞きしたいのですけれども、厚生年金の場合は、夫が二〇二五年に退職する夫婦への影響額として、現行では五千三百万円給付を受けられますけれども、改悪後は四千三百万円に引き下げられます。おおよそ一千万円の減額だ。これは厚生省が試算をしておりますが、藤井主計局長、国家公務員に当てはめた場合にどのぐらいの減額になるか、数字を出していただきたい。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

今先生おっしゃいましたように、厚生省におきましては、一定の前提を置いた上で、具体的には二〇二五年に六十歳となる平均的なサラリーマンということのようでございますが、いずれにいたしましても、大前提を置いた上で、モデルを使い、簡易な試算を行われたということで聞いております。

共済年金におきましては、特定の標準的な公務員を想定いたしまして、そのような一定の前提を置いたその者の生涯年金受給額というものがどの

ように変化するかということにつきましては、試算はいたしております。ただ、今回の共済年金制度の改正といえますものは、厚生年金制度改正、これがある意味で踏まえました制度改正でございます。その結果といたしまして、財政再計算、いろいろ御議論ございましたけれども、その結果におきましても、将来の給付率は二割程度調整されるということでございますので、そのような考え方をいわずそのまま適用するということにはいたしません。支給開始年齢の引き上げ等によりまして、生涯の年金受給総額、これはやはり二割程度減少するのではないだろうかというように考えております。

ただ、一点だけあえて申し上げますと、厚生省の試算も同様でございますけれども、これは生涯の年金受給総額、これが六十五歳への引き上げ等によりまして二割程度減少するということでございますので、先生十分御承知だとは思いますが、月々の年金額の水増し、これが二割減少するということではないということをあえて申し上げておきます。

○佐々木(憲)委員 全体として約一千万、約二割、総体として減るということになるわけですが、私は今までの議論で非常に明確になつたと思いますが、国家公務員の生活設計、これを根本から脅かす内容のこういう法案は、極めて重大な改悪であり、我々は反対であるという点を明確にして、質問を終わりたいと思います。

○金子委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、来る三日金曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十七分散会